

## 川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び活性化を図るため、商店街又は新規出店者が空き店舗を活用して行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街 次に掲げる団体をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合

ウ 一定の地域において、おおむね10店舗以上の商店により構成された団体であって、規約等の定めがあるもの

(2) 新規出店者 商店街の区域内の空き店舗に出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に該当しないこと

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係していないこと

ウ 既に市内において事業を営んでいる者が、移転により別の場所で事業を行う場合で、移転前の店舗を空き店舗としていないこと

エ 出店区域内の商店街の会員であること（事業開始にあたり、入会する者を含む。）

オ 市税を滞納していないこと（申請年度に本市以外の市区町村民税の

賦課があった場合には、当該税を含め滞納をしていないこと。)

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、過去に商業の用に供され営業していた実績があり、3箇月以上事業が行われていない状態が継続している物件を活用し、かつ、2年以上継続して実施することが見込まれる事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 商店街が実施する共同事業
- (2) 新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- (3) その他商店街又は新規出店者が行う事業で、商店街の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) この補助金の交付決定以前に着手している事業
- (2) 国、県又は市が実施する他の補助制度の適用を受ける事業
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する事業

(補助対象事業に係る施工業者)

第4条 補助対象事業に係る外装、内装、設備等の工事（以下「改修等」という。）を行う場合の施工業者は、市内に事業所を有する業者とする。ただし、特殊な内外装の施行や専門的な設備機器の導入に係る場合は、この限りでない。

(補助対象経費、補助金額等)

第5条 補助金の対象となる経費、補助金額等は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項に規定する賃借料のうち会計年度を越える月分の補助については、翌会計年度の予算状況に基づき決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業を実施する者は、補助金の交付を受けようとするときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を

当該事業実施前に市長に提出するものとする。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項に係る添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市税の滞納がないことを証する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 改修等にあつては、見積書の写し、図面、改修等前の現況写真等
- (4) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (5) 商店街に加入したことを証する書類
- (6) 現地案内図
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第5条の申請に係る事業を変更しようとするときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、速やかに審査し、適当と認めるときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金事業変更承認通知書（様式第5号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 認定事業者は、市長の要求があつたときは、補助対象事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない

い。

(実績報告書等)

第10条 認定事業者は、改修等に要する経費の支払が完了したときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金実績報告書（改修等）（様式第6号）及び次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 改修等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 改修等後の現況写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する報告書の提出時期は、改修等に要する経費の支払が完了した日から起算して30日以内とする。ただし、補助金の交付決定を受けた会計年度を越えることはできないものとする。

3 認定事業者は、店舗の賃借料の支払をしたときは、6月、9月、12月及び3月の各月末までに、提出月を含む直近3箇月分を対象として、川越市商店街空き店舗対策事業補助金実績報告書（賃借料）（様式第7号）及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、速やかに審査し、適正であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の交付は、川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の廃止等)

第12条 認定事業者は、事業開始の日から2年未満に事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、川越市商店街空き店舗対策事業補助金事業廃止等届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補

助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 前条に規定する届出書の提出により事業の中止又は廃止を承認した場合
- (2) 規則第 16 条の規定に該当した場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合

- 2 前項に規定する交付決定の取消しは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、川越市商店街空き店舗対策事業補助金返還命令書（様式第 11 号）により、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第 15 条 認定事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度の 4 月 1 日から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付決定を受けたものについては、交付決定時の要綱の規定に従うものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年２月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

| 補助対象経費         | 補助率   | 補助限度額 | 補助期間等   |
|----------------|-------|-------|---------|
| 改修等に係る経費       | １／３以内 | ４０万円  | 初年度のみ１回 |
| 賃借料（敷金・礼金を除く。） | １／２以内 | ５万円／月 | １２箇月間以内 |